



STOP!! 児童ポルノの 自画撮り

『静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例』

■ 条例改正の目的

急速なスマートフォンの普及やインターネット利用の低年齢化により、ネット上のトラブルが増加し、青少年に自分の裸体等を撮影させてデータを送信させる「自画撮り被害」が社会的な問題となっています。このため、青少年に「自画撮り」データを送信させるような行為を規制し悪質な行為には罰則を科すため条例改正を行いました。

〔青少年とは、満 18 歳に達するまでの者（婚姻者を除く。）をいいます。〕

I 改正の内容（禁止される行為）



禁止



児童ポルノ等の提供を求める行為

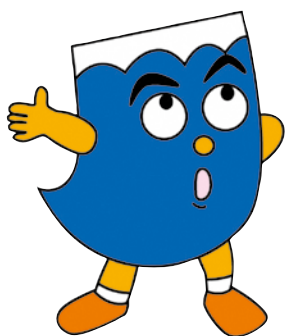
◆ 児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止（新設）

如何なる者も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等※の提供を求めてはならない。

※児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第2条第3項で規定される下記の内容の写真及び電磁的記録に係る記録媒体等を指す

- ①児童を相手方とする又は児童による性交等に係る児童の姿態
- ②児童の性器等を触り又は児童に性器等を触らせる行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮等させるもの
- ③全裸又は衣服の一部を付けない児童の姿態で、殊更に性的な部位が露出又は強調されたもので、かつ、性欲を興奮等させるもの

【悪質な場合は、罰則が科されます】



Ⅱ 悪質な行為とは

- ◆ 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者
- ◆ 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者

Ⅲ 罰則

- ◆ 30万円以下の罰金に処されます。
(青少年の年齢を知らなかったことに過失がないときは除きます。)
- ◆ 令和2年7月1日から施行されます。

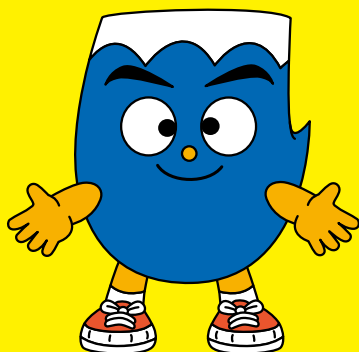
Ⅳ 適用の範囲

- ◆ 提供を求めた者又は提供を求められた者（青少年）のいずれかが静岡県内に所在する場合に適用される。



親子で話そう!! 我が家のケータイ・スマホルール

静岡県では、インターネットの安全利用のため、【6つのルール】を奨励しています。
是非、親子でスマートフォンや携帯電話、インターネットに接続可能な家庭用ゲーム機などの使用について話し合い、安全な利用を心がけましょう！



- 【ルール1】 ネットを使うときは、フィルタリングを利用しよう！
- 【ルール2】 友達を傷つける書き込みはやめよう！
- 【ルール3】 ケータイ・スマホを使いすぎないように気をつけよう！
- 【ルール4】 ネットで画像や動画を公開するときは気をつけよう！
- 【ルール5】 情報を見極めよう！
- 【ルール6】 法律を守ろう！

この条例に関するお問い合わせは…

静岡県教育委員会 社会教育課 青少年育成班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6
TEL 054-221-3313 FAX 054-221-3362
E-mail kyoui_shakyo@pref.shizuoka.lg.jp

